

令和8年3月3日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

健康医療局

## 目 次

ページ

- 1 神奈川県薬物濫用防止条例の見直し結果について..... 1
- 2 「神奈川県医療費適正化計画」の一部改定案について..... 3
- 3 神奈川県総合リハビリテーションセンターのあり方検討について... 6
- 4 県立病院機能のあり方検討について..... 11
- 5 県立がんセンターにおける胃がん及び食道がんの  
手術再開について ..... 18
- 6 「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則」の一部改正について..... 19

## 1 神奈川県薬物濫用防止条例の見直し結果について

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき、5年を経過することに見直すこととしている本条例について、見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### (1) 条例の見直し結果

#### ア 総括

見直し結果	条例数
改正・廃止及び運用の改善等の必要なし	0
運用の改善等を検討する	0
改正を検討する	0
改正及び運用の改善等を検討する	1
廃止を検討する	0

#### イ 概要

条例名	見直し結果
神奈川県薬物濫用防止条例	危険ドラッグ等の規制が現状いわゆる「たちごっこ」となっていることに加え、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で「指定濫用防止医薬品」が新たに定義されたことから、改正の検討が必要である。

#### ウ 見直しの結果に基づく措置

令和9年第1回定例会に改正議案を提出予定

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名	神奈川県薬物濫用防止条例				
条 例 番 号	平成27年神奈川県条例第10号	法 規 集	第8編第3章第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部薬務課				
条 例 の 概 要	薬物の濫用の防止を図ることにより、県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性  （現在でも必要な条例か。）	中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（いわゆる危険ドラッグ等）を知事指定薬物に指定し、医療等の用途以外の使用等を禁止する等必要な事項を定めており、保健衛生上の危害防止のため今後も継続して必要な条例である。			知事指定薬物の指定数 令和2年度 17 令和3年度 16 令和4年度 15 令和5年度 15 令和6年度 15
	有効性  （現行の内容で課題が解決できるか。）	危険ドラッグ等は、物質ごとに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）の指定薬物及び本条例の知事指定薬物として規制されているが、新種が次々と出回り、いわゆる「いたちごっこ」が続いている。また、若年者による医薬品の過剰摂取が問題化しており、このことを受けて、薬機法に新たに定義された「指定濫用防止医薬品」を薬物の定義に追加する必要があるため、改正を検討する。			○危険ドラッグ販売店舗（県内） 令和4年度 0 令和5年度 5 令和6年度 0  ○行政処分・罰則適用：施行から現在までなし
	効率性  （現行の内容で効率的といえるか。）	知事指定薬物に対する規制は、県民が安心して暮らすことができる社会の寄与等の条例の目的を達成する上で適切なものであり、また、薬機法による規制との重複を避けており、効率的である。			
	基本方針適合性  （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安全」の「②犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性  （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、知事指定薬物の指定により、医療等の用途以外の使用等を禁止する等の規定を有するが、その内容は条例の目的に照らして合理的なものであり、かつ、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等  危険ドラッグ等の規制が現状いわゆる「いたちごっこ」となっていることに加え、薬機法で「指定濫用防止医薬品」が新たに定義されたことから、改正の検討が必要である。	

## 2 「神奈川県医療費適正化計画」の一部改定案について

国の医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（以下「国基本方針」という。）の一部改正に伴い、「神奈川県医療費適正化計画」の一部改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

- 令和6年11月 国基本方針の一部改正
- 令和7年12月 第3回定例会厚生常任委員会に一部改定素案報告  
市町村等関係機関に一部改定素案意見照会
- 令和7年12月 一部改定素案に対するパブリック・コメントの実施  
～令和8年1月
- 令和8年1月 神奈川県医療費検討委員会開催
- 令和8年2月 神奈川県保険者協議会及び市町村へ法定協議

### (2) 改定案の概要

#### ア 計画の性質

この計画は、医療費の伸びの適正化を図るため、国基本方針に基づき、「県民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」に関する目標、当該目標を達成するための施策の展開などを定めた、「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条の規定に基づく法定計画である。

なお、現計画の第四期計画（令和6年3月策定）は、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間としている。

#### イ 一部改定の趣旨

国基本方針の一部改正に伴い、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する新たな数値目標（後発医薬品の金額シェア 65%以上）、後発医薬品の使用促進による新たな効果算定方法（数量ベース及び金額ベースの効果額算定方法、使用促進による効果額の決定方法）等が示されたことから、計画の実効性を高めるため所要の見直しを行うもの。

#### ウ 一部改定の内容

##### (7) 医療の効率的な提供の推進に関する目標の追加

目標項目「後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合」に、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、令和11年度までに、後発医薬品の金額シェアを65%以上とする目標を追加する。

(イ) 医療の効率的な提供の推進のための取組の見直し

(ア)の目標達成に向けて、県が行う「後発医薬品の使用促進」のための取組のうち「地域フォーミュラリ」に関する取組に、地域フォーミュラリの作成・運用等に資する医薬品の使用状況に関するデータ分析を行い、分析結果を公表することを追加する。

(ウ) 医療費の見込みの見直し

(ア)の目標の追加に伴い、後発医薬品の使用促進による効果額を再算定し、医療費適正化の取組を行った後の医療費の見込みを見直す。

(3) 一部改定素案に対するパブリック・コメント等の状況

ア 意見募集期間

令和7年12月19日～令和8年1月19日

イ 意見募集方式

県民意見募集（県ホームページへの掲載、県機関での縦覧）、市町村等関係機関意見照会（県内市町村、県内国民健康保険組合、県三師会等への文書照会）

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。）、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数

11件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 医療の効率的な提供の推進に関する目標の追加に関する事	0件
b 医療の効率的な提供の推進のための取組の見直しに関する事	3件
c 医療費の見込みに関する事	1件
d その他	7件
計	11件

オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 一部改定案に反映するもの（一部反映を含む。）	2件
(イ) 意見の趣旨が既に一部改定素案に盛り込んであるもの	1件

(ウ) 今後の取組の参考とするもの	2件
(エ) 意見の趣旨が県の他の計画に盛り込んであるもの	4件
(オ) 反映しないもの	2件

## カ 主な意見

- ・ 後発医薬品の使用促進について、保険者の取組を補完するための取組は計画に記載しないのか。
- ・ 地域フォーミュラリの作成・運用等に資する医薬品の使用状況に関するデータ分析について、市町村ごとの分析を行い、結果を公表してほしい。

### (4) 一部改定素案に対する神奈川県医療費検討委員会での主な意見

- ・ 地域フォーミュラリの作成・運用等に資する医薬品の使用状況に関するデータ分析について、地域の関係者と連携・協力して行うことを記載すべきではないか。
- ・ 後発医薬品の使用促進に関する新たな数値目標を追加することに伴い、県民が理解しやすいよう、後発医薬品の数量ベース及び金額ベースの使用割合について、説明を追加してはどうか。
- ・ 地域フォーミュラリの普及・推進に向け、地域フォーミュラリの策定状況について、関係団体への情報共有をしていただきたい。

### (5) 一部改定素案からの主な変更点

- ・ 地域フォーミュラリの作成・運用等に資する医薬品の使用状況に関するデータ分析について、「地域の関係者の意見を聴きながら」行うことを追記した。
- ・ 「後発医薬品の数量ベースの使用割合」及び「後発医薬品の金額ベースの使用割合」について、用語解説のための脚注を追記した。

### (6) 今後のスケジュール

令和8年3月 計画の一部改定

## <別添参考資料>

- ・ 参考資料1 第四期神奈川県医療費適正化計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）一部改定の概要（案）
- ・ 参考資料2 神奈川県医療費適正化計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）（案）

### 3 神奈川県総合リハビリテーションセンターのあり方検討について

神奈川県総合リハビリテーションセンターの今後の果たすべき役割や目指す姿について、「神奈川県総合リハビリテーションセンターあり方検討会」を設置し、検討を行ってきたので報告する。

#### (1) 施設の概要

##### ア 所在地

厚木市七沢 516

##### イ 開設

昭和 48 年

##### ウ 施設の構成

施設	病床・定員
神奈川リハビリテーション病院	一般284床 重症心身障害児・者 40 床 (七沢療育園)
七沢学園 (福祉型障害児入所施設、障害者支援施設)	65 人 (児童 32 人、成人 33 人)
七沢療育園 (療養介護、医療型障害児入所施設)	40 人
七沢自立支援ホーム (障害者支援施設)	52 人 (肢体 42 人、視覚 10 人)

##### エ 運営

##### (ア) 指定管理者

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

##### (イ) 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

#### (2) 背景

神奈川県総合リハビリテーションセンターは、昭和 48 年の設立以降、医療と福祉の連携による、総合的かつ一貫したリハビリテーションの実施というコンセプトで運営している。一方、リハビリテーション医療や障害者医療、患者・利用者の地域移行など、取り巻く背景が変化してきていることから、より時代に即した医療・福祉のあり方について検討する必要がある。

#### (3) あり方検討会の設置

##### ア 目的

医療と福祉に関する知見を有する外部有識者等の意見を聴取し、神

奈川県総合リハビリテーションセンターのあり方について検討を行い、県による検討の参考に資する。

#### イ 検討事項

- ・ 県立施設として目指すべき姿  
（民間施設との役割分担、医療や福祉のニーズへの対応等）
- ・ 当事者目線のサービス・提供体制の充実強化  
（地域生活への移行支援等）
- ・ 医療と福祉の連携強化（施設内、地域との連携）
- ・ 人材の確保・定着・育成

#### ウ 検討会の構成員

氏名	分野	所属等
大川 貴志	福祉施設関係者	特定非営利活動法人 みんなの家 理事
大塚 晃	福祉分野学識経験者	学校法人 上智学院 上智大学 名誉教授
金子 寿	一般公募	公募委員
久保 俊一 (会長)	リハビリテーション医療関係者	(一社)日本リハビリテーション医学教育推進機構 理事長
玉垣 努	リハビリテーション現場関係者	(大)神奈川県立保健福祉大学 教授
中村 丁次	地域支援関係者	(公社)日本栄養士会 代表理事会長
野崎 秀次	医療分野学識経験者	(福)同愛会 精神科医療顧問
松原 由美	医療分野学識経験者	(学)早稲田大学人間科学学術院 教授
宮川 弘一 (副会長) ※第4回まで 鈴木 紳一郎	地域医療関係者	(公社)神奈川県医師会 副会長
本舘 教子 ※第4回まで 長野 広敬	地域支援関係者	(公社)神奈川県看護協会 会長
山本 哲哉	医療分野学識経験者	(大)横浜市立大学 主任教授

吉田 勝明	地域医療関係者	(公社)神奈川県病院協会 会長
渡部 京子	障害当事者	(福)夢 21 福祉会

(注記) 五十音順

## エ これまでの開催概要

	開催日	議題
第1回	令和6年 10月22日	神奈川県総合リハビリテーションセンターの概要等、検討の進め方について
第2回	令和7年 1月20日	今後の検討会における論点について
第3回	令和7年 3月17日	神奈川リハビリテーション病院のあり方について（患者・疾患、機能）
第4回	令和7年 5月12日	神奈川リハビリテーション病院のあり方について（機能の方向性、必要な対応）
第5回	令和7年 7月29日	福祉施設のあり方について（各施設における課題）
第6回	令和7年 10月20日	福祉施設のあり方について（福祉部門のサービス充実、病院機能の活用）
第7回	令和7年 12月26日	リハセンターの担うべき機能について（センターの運営体制）
第8回	令和8年 2月10日	検討会報告書（素案）について
第9回	令和8年 2月27日	検討会報告書まとめについて

## (4) 検討会報告書（素案）の概要

### ア 検討の内容

神奈川県総合リハビリテーションセンターの運営状況や、患者・利用者動向等のデータに基づく現状分析を基に、課題への対応について検討し、各施設の今後担うべき機能や必要となる体制について整理した。

### イ 検討会報告書（素案）の構成

- ・ はじめに
- ・ 施設について
- ・ あり方検討会に至った背景

- ・ 医療機能について
- ・ 福祉機能について
- ・ センターの役割について
- ・ 経営について
- ・ おわりに

**ウ 検討会報告書（素案）のポイント  
別紙のとおり**

**(5) 今後のスケジュール**

令和8年3月 報告書とりまとめ

## 検討会報告書（素案）のポイント

## ※第8回検討会開催時点

## 1 医療機能について

- ・ 民間では対応が困難な患者（脊髄損傷、小児神経疾患、重複障害（高齢者））の積極的な受け入れが必要。
- ・ 高度な専門性が必要な高次脳機能障害や骨関節疾患への対応、再生医療などの新技術への支援が必要。
- ・ 医師等の人材確保や育成のため、病院の研修機能等の活用と教育機関（大学等）との連携が必要。
- ・ 地域における障害者の暮らしの質を高めるため、リハビリテーション医療による地域への支援の強化が必要。
- ・ 研究機能について、大学、企業、行政との連携も含めた研究成果の積み上げ、研究人材の育成の促進が必要。

## 2 福祉機能について

- ・ 利用者目線に立って、各種専門職が総合的に関わり、リハビリテーション医療の活用による実践的な支援を進めることが必要。
- ・ リハビリテーション医療の観点から、障害のある方の地域生活の支援を進めることが必要。
- ・ 円滑に地域移行を図るための支援体制（アウトリーチ・フォローアップ・レスパイト）の構築を推進していくことが必要。
- ・ 福祉の専門性の向上のため、多職種連携による総合力を高めるための人材育成の強化や実践的な研修・研究の充実が必要。

## 3 リハビリテーションセンターとしての役割について

- ・ 高度専門的なリハビリテーション医療が必要な患者・利用者の地域移行を見据えた切れ目のない支援体制を構築し、病院と福祉施設を横断的に運営すること。
- ・ どのような障害を持っている方でも、災害時、緊急時に受け入れられる体制作りと情報発信をすること。

## 4 県立病院機能のあり方検討について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が運営する県立5病院の、今後の担うべき役割や適正な機能等について、「県立病院機能のあり方検討会」を設置し、検討を行ってきたので報告する。

### (1) 背景

人口減少、少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化や、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続く中、今後も県立病院機構が運営する各病院が持続可能な運営をしていくため、病院機能のあり方を検討する必要がある。

### 県立病院機構が運営する県立病院の機能の現状

病院名	所在地	主な病院機能	病床数
足柄上病院	松田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県西地域の中核的な総合病院として、地域の特性やニーズに対応した総合的な医療等を提供</li> <li>・第二種感染症指定医療機関</li> <li>・災害拠点病院</li> </ul>	296 〔うち 休床32〕
こども医療センター	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設を併設した小児専門総合病院として、高度・専門医療や周産期救急、小児救急医療を提供</li> <li>・在宅医療支援、移行期医療支援等を提供</li> </ul>	430
精神医療センター	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科救急基幹病院として精神科救急・急性期医療を提供</li> <li>・専門性の高い精神科医療を提供</li> <li>・災害拠点精神科病院</li> </ul>	323
がんセンター	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県がん診療連携拠点病院として県内医療機関との機能分担・連携・協働</li> <li>・がんゲノム医療や重粒子線治療など高度・先進的ながん医療を提供</li> </ul>	415
循環器呼吸器病センター	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器呼吸器病の高度・専門医療や救急医療を提供</li> <li>・結核医療の提供や、循環器病の総合的な取組の実施</li> </ul>	239

## (2) あり方検討会の設置

### ア 目的

県立5病院について、有識者の意見を聴取し、県立病院としての役割を踏まえた今後の病院機能のあり方を検討する。

### イ 検討事項

- ・ 県立病院が担うべき役割
- ・ 県立5病院の機能及び機能に応じた体制
- ・ 県立病院全体の最適化と連携

### ウ 検討会の構成員

氏名	所属等
井上 貴裕	千葉大学医学部附属病院副院長/病院経営管理学研究センター長
小松 幹一郎	(公社) 神奈川県医師会理事
伏見 清秀 (座長)	東京科学大学大学院医歯学総合研究科教授
本館 教子	(公社) 神奈川県看護協会会長
吉田 勝明	(公社) 神奈川県病院協会会長

(注記) 五十音順で記載

### エ これまでの開催概要

	開催日	議題
第1回	令和7年 6月30日	県立病院の現状と課題及び検討を進める上での視点について
第2回	令和7年 8月1日	県立5病院の機能及び機能に応じた体制について① (循環器呼吸器病センター)
第3回	令和7年 9月1日	県立5病院の機能及び機能に応じた体制について② (こども医療センター、精神医療センターがんセンター)
第4回	令和7年 10月20日	県立5病院の機能及び機能に応じた体制について③ (足柄上病院)
第5回	令和7年	これまでの議論のまとめ

	11月21日	県立病院間の連携について 報告書の構成について
第6回	令和7年 12月24日	精神医療センターの機能及び機能に応じた 体制について（その2）
第7回	令和8年 2月25日	検討会報告書（素案）について

### (3) 検討会報告書（素案）の概要

#### ア 検討の内容

各病院の稼働状況や診療実績、患者動向等のデータに基づく現状を踏まえ、各病院が今後担うべき機能及び必要となる体制、適切な病床規模等の方向性について整理した。

#### イ 検討会報告書（素案）の構成

- ・ はじめに
- ・ 県立病院機構を取り巻く状況
- ・ 各病院の概要
- ・ 本件検討会の意見
- ・ おわりに

#### ウ 検討会報告書（素案）のポイント

別紙のとおり

### (4) 今後のスケジュール

令和8年3月 第8回検討会開催  
報告書とりまとめ

## 検討会報告書（素案）のポイント

※第7回検討会開催時点

## 1 各病院について

## (1) 足柄上病院

- 引き続き、小田原市立病院と一体となり、県西地域の基幹的役割を担う必要がある。
  - 2病院について、高度急性期などの三次救急、小児・周産期医療や高度医療は小田原市立病院の役割、高齢者医療やリハビリテーションなど回復期医療は足柄上病院の役割として、相互に連携しながら医療を提供することが重要である。
- 今後、ニーズの高まる高齢者救急を強化するとともに、在宅復帰支援や在宅療養支援を強化する必要がある。
- 地域包括医療病棟の開設については、地域包括ケア病棟又は急性期病棟からの転換が適当か検討することが望ましい。
- 高齢者救急に当たっては、総合診療体制を強化し、必要な人員の確保や、足柄上病院で働きたいと思われるようなブランディングを検討していくことが望ましい。
- 医療資源の少ない地域の実情を踏まえ、医療DXを積極的に推進し、効率的に運営を行うことが望ましい。
- 実稼働病床数の病床稼働率を踏まえ、200床、もしくはさらにダウンサイジングしてもよいのではないか。
- 人口減少、高齢化が進む中、人員体制等を工夫しながら、高齢者救急や訪問看護、オンライン診療、総合診療等を行っていくことは、県西地域に限らず、人口の少ない地域におけるモデルになりうるので県もしっかりと力を入れてほしい。

## (2) こども医療センター

- 引き続き、小児の高度専門病院としての役割を担う必要がある。
- 成人期移行の充実や災害拠点病院化について検討していくことが望ましい。
- 医療安全体制において、各診療科の専門以外の部分を他の診療科がサポートすることにより各診療科を超えた連携を強化することが望ましい。
- 今後の小児人口の減少や、入院の在院日数の短縮傾向を踏まえると、病床規模については削減を検討する必要があるのではないか。
- 施設全体の老朽化への対応も検討していく必要があるのではないか。

### (3) 精神医療センター

- ・ 引き続き、精神科医療の高度専門病院としての役割を担う必要がある。
- ・ 県立病院として、民間の精神科病院で対応困難な患者や重症患者の受入れをさらに充実させていく必要がある。
- ・ 県立病院としての役割を担う上で、人員の過不足を検討する必要がある。

特に看護配置については、身体科と比べ、手厚い見守りや対話などの看護ケアが必要なことを踏まえると、15対1の基準では厳しいと思われる。

- ・ 今後、高齢化により身体合併症が増えることも踏まえると、将来的に精神科単科病院というのは非常に厳しいと考えられ、身体合併症について、外科的な対応は他病院と連携するにしても、内科的な身体管理ができる体制を整える必要があるのではないかと。
- ・ 民間の精神科病院と会議等を通じて連携を強化していく必要がある。
- ・ 全国的な入院の受療率の減少に伴い、病床規模の削減を検討する必要があるのではないかと。

### (4) がんセンター

- ・ 引き続き、がんの高度専門病院としての役割を担う必要がある。
- ・ がん治療や研究等で県内のがん治療、医療機関をリードする役割が求められている。
- ・ 今後も、治療を継続しながら社会復帰する方たちのニーズは高まると考えられることから、相談支援をさらに充実させていく必要がある。
- ・ これから高齢化が進んでいく中で、シンプルな「がん」だけ見れば済むような患者は減っていくと思われるので、幅広い併存疾患・合併症に対応できる体制が必要ではないかと。
- ・ 一方で、外来治療へ中心が移行をしている中、在院日数も短縮されており、病床規模については削減を検討する必要があるのではないかと。
- ・ 重粒子線の治療件数については、全国的に見てもがんセンターは都市部にあることなどから、増加の余地があると考えられるが、中長期的には、粒子線治療等の普及により治療件数は減少していく可能性があるため、あり方について検討する必要があるのではないかと。

### (5) 循環器呼吸器病センター

- ・ 循環器分野については、他の医療機関でも対応できることから、必ずしも県立病院が担わなければならないものではない。
- ・ 間質性肺炎等の難治性呼吸器疾患については、全国トップクラスの診療実績があり、他の医療機関で担うことが難しいため、引き続き担う必要がある。

- ・ 肺がんは、がんセンターでも治療が可能であるとともに、その他の呼吸器分野は地域の周辺の病院で対応できると考えられる。
- ・ 結核は、政策医療として引き続き担っていただきたいが、患者動向等を踏まえると、病床数の削減を検討してもよいのではないかと。
- ・ 呼吸器疾患の専門医療機関は非常に少なく、重要性は高いが、現状を踏まえると、今後も単独の病院として維持していくことは、非常に困難と考えられる。
- ・ 県立病院として必要な機能は残さなければならないが、施設の老朽化も踏まえると、例えば、間質性肺炎等の難治性呼吸器疾患や結核の部門などは、他の病院との再編や統合、連携も含め、考えていくべきでないか。

## 2 病院間の連携等について

### (1) 病院間連携の強化

- ・ 県立病院間の連携は、機能を補完するという目的を明確にし、互いの弱点を補うような形で仕組みを作ることが重要である。
- ・ 連携の強化にあたっては、例えば、デジタル技術を利用したレントゲンの読影や病理診断等は非常に大事であるので積極的に進めていく必要がある。
- ・ 一方、デジタルシステムの共通化や新規導入については、コスト等をしっかり検討し、実効性のあるものにしていくことが重要である。
- ・ 県立病院間だけでなく、大学病院や地域の医療機関との連携を強化することも重要である。

### (2) 人材の確保と育成

- ・ 人材の確保と育成については、例えば県立病院間でローテーションし、キャリアアップができるなど、幅広い人材活用・人材育成ができる仕組みの構築を目指してほしい。
- ・ 特に若い医師にとって、病院の種類が多いことは、研修場所が多いというメリットでもあるので、それを生かした研修プログラムを充実させる方向性が重要である。
- ・ 急変時対応と、より高度なスキル、実践力を持つ医療人材の育成が必要である。
- ・ これからの病院経営において、事務職員の役割は非常に大きいので、医療専門の事務職員を養成する仕組み作りが重要である。

### 3 全体を通じて

- 県立病院は、民間で補い切れない部分を受けるとともに、政策上の不採算部分をやることが役割である。
- 今後、高齢化が進むことにより、全ての県立病院で高齢者の合併症や認知症の対応が必須となると考えられることから、高度専門性に特化するだけでなく、高齢者の入院に対応できる体制を構築し、他の診療領域の患者にも柔軟に対応することが必要である。
- 県民の最後の砦となる県立病院が持続的な運営を行うためには、不採算となる部分に運営費負担金を充てるなど、県は財政的支援をしっかりと行うことが必要である。
- 各病院の機能に応じた病床機能の変更や病床数の削減等を検討するにあたっては、各病院の地域との関係性や、新たな地域医療構想等と整合を図っていくことが必要である。
- 県立病院のうち4病院は専門病院だが、単科病院のまま存続することは長期的には非常に厳しいと考えられる。

## 5 県立がんセンターにおける胃がん及び食道がんの手術再開について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が運営する県立がんセンターでは、昨年9月に発生した医療事故の後、胃がん及び食道がんの手術を一時中止していたが、このたび再開したので、これまでの経緯や対応を報告する。

### (1) 手術の中止及び再開の経緯

- 令和7年9月4日 食道がんの患者に対する手術の際、栄養剤を投与するための腸瘻チューブを留置  
9月6日 腸瘻チューブが十二指腸を穿孔していることが判明し、腹膜炎を発症したため、緊急手術  
9月8日 死亡（敗血症性ショック及び急性呼吸不全）  
9月11日 医療事故調査・支援センターへ報告  
9月17日 胃がん及び食道がんの手術一時中止  
10月1日 医療事故の発生について記者発表  
令和8年2月2日 胃がん及び食道がんの手術再開の公表

### (2) 手術の一時中止による影響

- ・ 手術の一時中止時に同様の手術を予定していた患者32人については、全て他の医療機関に紹介した。（食道がん 16人、胃がん 16人）
- ・ 従来、胃がん及び食道がんの手術は、週3～5件程度行われていたことから、手術の一時中止期間を通じて、60～80人程度の患者に影響が出たものと推計される。

### (3) 県立がんセンターにおける対応

医療事故が発生した診療科のみならず、全ての診療科において、ヒアリング等の点検を行った結果、部署横断の情報共有、緊急時の報告体制、コミュニケーション等のガバナンスに課題があることが判明した。

こうした課題の解消に向けて、次の取組を実施した。

- ・ 副院長のオンコール体制（夜間休日の救急呼出待機）の整備
- ・ 医療安全推進室の体制強化
- ・ 胃食道外科における多職種連携や教育体制の見直し
- ・ 安全管理に主眼をおいた、診療科ごとのマニュアルの見直し
- ・ 外部有識者によるチェック体制の整備

### (4) 今後の対応

令和8年3月 第1回院内事故調査委員会の開催予定

## 6 「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則」の一部改正について

「水質基準に関する省令」の一部改正及び当該省令改正に伴う国の「飲用井戸等衛生対策要領」の一部改正に伴い、「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則」の改正案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

令和7年6月 「水質基準に関する省令」の一部改正（令和7年6月30日公布）により、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が水道水質基準として追加され、令和8年4月1日に施行されることとなった。

また、当該省令改正に伴い国の「飲用井戸等衛生対策要領」が一部改正され、水道法適用外の飲用井戸についてはPFOS及びPFOAが周辺の水質検査結果等から判断して必要な場合に定期の水質検査をする項目に位置付けられた。

令和7年12月 第3回定例会厚生常任委員会に改正案の概要を報告

令和8年1月 パブリック・コメントの実施

### (2) 改正の概要

#### ア 改正の趣旨

「水質基準に関する省令」及び国の「飲用井戸等衛生対策要領」の一部改正を踏まえ、当該省令及び要領に準じて水質基準等を定めている当該規則についても安全で衛生的な飲料水の確保の観点から、一部改正を行うこととする。

なお、当該規則は町村域のみを対象としており、市域は各市において、別途条例を定め対応している。

#### イ 改正の内容

##### (ア) 小規模水道の水質基準事項の追加

別表1の事項に「ペルフルオロ（オクタンー1ースルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）」を加え、基準を「0.00005mg/ℓ以下であること。」とする。

(イ) 各水質検査への位置付け

①小規模水道の給水開始前の水質検査

全事項(52事項)の検査が必要であるため検査が必須となる。

②小規模水道の定期検査

保健福祉事務所長が特に必要と認めた場合に既存の11事項に加えて実施を求めることとする。

(3) 改正案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和8年1月20日(火)～令和8年2月18日(水)

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、  
ファクシミリ等

エ 提出された意見

無し

(4) 今後のスケジュール

令和8年3月 改正規則の公布

4月 改正規則の施行

<別添参考資料>

- ・参考資料3 「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則」新旧対照表(案)